# 特別要望

令和８年10月

滋賀県町村会

# 持続可能な「まちづくり」の推進にかかる特別要望

人口減少・少子高齢化の進行、社会保障関係経費の増大、公共施設の老朽化対応、人件費の増大、さらには地方公共団体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行に伴う新たな財政負担など、町を取り巻く財政環境は、年々厳しさを増しております。

加えて、国において飲食料品に係る消費税（軽減税率対象分）の減税が検討されており、滋賀県の試算によりますと、実施された場合、本県市町では、地方消費税分として約５２億円の減収が生じると見込まれるほか、地方交付税の１９.５％が消費税を原資としていることから、地方財政に重大な影響を及ぼすことになると危惧するところです。

一方、生活関連社会資本の整備促進は、住民の生命と暮らしを守り、持続可能なまちづくりに取り組むうえで最重要の課題でありますが、必要なリソース（人材、資材、財源）を安定的に確保していくことは、大変厳しいと言わざるを得ません。

つきましては、住民に必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、下記の事項について配慮くださるよう、要望いたします。

記

## １．持続可能な「給付付き税額控除制度」の実現について

「給付付き税額控除制度」の実施に伴うシステムの改修・新規構築に要する費用および事務経費については、全額が国庫負担とされるとともに、窓口業務や所得確認などの事務については、簡素で効率的な制度設計が行われるよう、国に働きかけること。

## ２．消費税減税に伴う地方減収の完全な補填について

（１）飲食料品消費税の減税が実施される場合には、地方消費税及び地方交付税原資の減少分について、全額が確実に補填されるよう、国に働きかけること。

（２）とりわけ財政基盤の脆弱な小規模自治体において、減収が住民福祉サービスの縮小や公共料金の見直しに直結することのないよう配慮されるとともに、また、補填の時期・方法が地方財政計画で明確に位置付けられるよう、国に働きかけること。

**３．人件費の増加に伴う地方財政措置の拡充について**

近年、人事院勧告等に伴う給与改定や会計年度任用職員の処遇改善などにより、人件費が急激に増大し、町財政を著しく圧迫している。

これらの増大は国の制度改正等に伴うものであるにもかかわらず、国による財政措置は限られたものにとどまり、増大する財政需要を賄いきれていないのが実情である。

このように地方に負担を強いる状況が放置されていることは看過できない重大な問題であり、早急に地方財政措置の抜本的な拡充が図られるよう、国に働きかけること。

**４．専門的なサポート体制の継続・強化について**

「まちづくり」を進めるために必要な用地事業においては、周辺地域への広域的な影響への対応はもとより、土地収用を視野に入れた厳格な用地確保手続きなど、極めて高度な法的・技術的な専門性が求められる。

ついては、事業の円滑な推進と不測の事態における迅速な法的対応、財政措置の円滑化を図るため、広域的知見と豊富な収用実務のノウハウを有する県職員による専門的な指導、助言、ならびに強力なサポート体制を維持・強化すること。

なお、町が必要とする支援を的確・継続的に提供できるよう、滋賀県土地開発公社の解散後の対応体制の確保について十分配慮すること。

令和８年１０月９日

滋　賀　県　町　村　会